



発行 東京都

目次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更  
……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止  
……(同)……二
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二一件)……  
……(産業労働局農林水産部森林課)……三
- 警備員等の検定の実施(二一件)……  
……(警備員指導教育責任者講習の実施(三一件)……五
- 警備員指導教育責任者講習の実施(三一件)……  
……(機械警備業務管理者講習の実施)……九
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……  
……(生活文化局都民生活部管理法人課)……〇
- 開発行為に関する工事完了……  
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……〇

告示

東京都告示第九百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月九日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団ベスリ会 ベスリクリニック	ベスリクリニック	千代田区神田鍛冶町3-2 サンミビル8階	平成31年4月1日
東京八重洲クリニック	東京リウマチ・ペインクリニック	中央区京橋1-1-6 越前屋ビル2階	令和元年7月1日
うえまつ在宅クリニック	医療法人社団ARCWELL 多摩川ライフクリニック	狛江市東和泉3-1-2-2 鈴文ビル2階	令和元年7月31日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
さくら薬局 西大井店	大正堂薬局 品川店	品川区西大井1-1-2-202	令和元年9月1日
プラチナ白黒薬局本店	ゆりの木薬局プラチナ白黒店	品川区上大崎2-15-19	同 日
さくら薬局 大森中店	あいわ薬局	大田区大森中2-15-4	同 日
さくら薬局 粕谷店	南島山薬局 粕谷店	世田谷区粕谷4-1-3-16 エクセル小川102	同 日
さくら薬局 八王子散田店	散田町調剤薬局	八王子市散田町3-8-2-4 皮和ビル1階	同 日
さくら薬局 東村山美住店	みすみ薬局	東村山市美住町1-4-5	同 日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
グラム調剤薬局 中野店	中野区中野1-4-5 GRAND CASA 中野坂上1階	中野区中野1-4-7 鈴木ビル1階	令和元年5月1日
あかね薬局	文京区大塚4-4-5-10	文京区大塚4-4-5-3	令和元年9月1日

●東京都告示第九百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

薬局(精神通院医療)

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
ことぶき薬局 狛犬寺店	日根区五本木2-9-34	令和元年7月31日
ふかざわ薬局	世田谷区深沢5-5-19-102	同 日
鈴薬局 池袋店	豊島区池袋2-24-4 アークウエストビル1階	同 日
昭和薬局	日野市平山5-19-14 マイハウス1F	令和元年8月4日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
zen place訪問看護ステーション世田谷	世田谷区世田谷1-18-9 グリーンハウス根本101	令和元年7月1日

●東京都告示第九百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 八王子市上恩方町三九四三番丙・三九四四番・三九八七番・三九八八番・同市高月町二〇六八番・二〇七一一番・あきる野市戸倉字城山四〇六番口・同番ハ・西多摩郡奥多摩町留浦字棚澤一二九五番一・同番一〇から一四まで・同番一六・字雨風り一三〇八番・同町境字栃寄五九一番一及び同番四(以上十八筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 八王子市上恩方町三九四三番丙・三九四四番・三九八七番・三九八八番・同市高月町二〇六八番及び二〇七一一番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第九百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八王子市南浅川町三八三七番一から同番三まで、三八三八番、三八三九番、三八四五番、青梅市梅郷一丁目二一〇九番一(次の図に示す部分に限る。)、同番二、西多摩郡日の出町大字大久野字長井四九〇四番一・同番二及び同郡奥多摩町大丹波字曲ヶ谷五一一番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第211号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

- 1 検定の実施期日及び時間
- (1) 学科試験  
令和3年10月16日(土曜日)  
午前8時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験  
令和3年12月18日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

- 2 検定の実施場所  
品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場
- 3 検定の実施種別  
規則第1条第2号の警備業務(施設警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定
- 4 検定予定人員  
60名
- 5 検定申出の要領  
検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。  
なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。
- (1) 検定申出の受付期間  
令和3年9月13日(月曜日)及び同月14日(火曜日)の2日間  
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付専用電話  
警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
03(3581)8201
- 6 申請手続
- (1) 受付期間  
令和3年9月21日(火曜日)から同月24日(金曜日)までの3日間(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所  
規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

すれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書  
ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 16000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第212号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」

という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和3年10月16日 (土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和3年12月18日 (土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第4号の警備業務 (交通誘導警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和3年9月15日 (水曜日) 及び同月16日 (木曜日) の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

6 申請手続

(1) 受付期間

令和3年9月21日 (火曜日) から同月24日 (金曜日) までの3日間 (国民の祝日に関する法律 (昭和23

年法律第178号) に規定する休日を除く。)

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する

営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

(4) 検定手数料 14,000円

7 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第213号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年10月7日(木曜日)から同月15日(金曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住

宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)

4 講習予定人員

150名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定

(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和3年9月9日(木曜日)及び同月10日(金曜日)の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。

ア 現に東京都内に居住する者

イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和3年9月22日(水曜日)までの間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと

についてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和3年9月30日(木曜日)及び同年10月1日(金曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

(3) 受講手数料

47,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第214号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年11月4日(木曜日)から同月11日(木曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号で定める警備業務(運転中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)

4 講習予定人員

50名

5 受講対象者

<p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p>	<p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和3年10月5日(火曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和3年10月20日(水曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ウ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年10月26日(火曜日)及び同月27日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p>
---	---	---

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

38,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第215号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月9日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 講習の実施期間及び時間

令和3年11月9日(火曜日)から同月11日(木曜日)

までの3日間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)

4 講習予定人員

10名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)

又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)

の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)

に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)

の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)

に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同

等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)

第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)

に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)

に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和3年10月6日(水曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和3年10月20日(水曜日)までの間

午前9時から午後5時まで

<p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年10月26日(火曜日)及び同月27日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>	<p>●東京都公安委員会告示第216号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年7月9日 東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和3年9月14日(火曜日)から同月17日(金曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 60名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和3年8月17日(火曜日) 午前9時から午後5時まで</p>
--	--	---

(2) 受付専用電話  
一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (3837) 2160

5 申込手続

(1) 受付期間  
電話受付予約終了後から令和3年8月31日（火曜日）までの間  
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

6 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間  
令和3年9月8日（水曜日）及び同月9日（木曜日）の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル  
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

39,000円

7 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会  
電話 03 (5818) 6070  
(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係  
電話 03 (3581) 4321 内線30312

### 公 告

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。  
令和三年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

二 代表者の氏名

上柳 敏郎

三 主たる事務所の所在地

港区芝四丁目七番一号 西山ビル四階

一 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京

二 代表者の氏名

真壁 理

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田二丁目三番十八号 七十五号室

一 名称

特定非営利活動法人生態工房

二 代表者の氏名

片岡 友美

三 主たる事務所の所在地

武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番地二十二号 フラット K101

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和三年七月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市東戸倉一丁目八番六十八号の一部、九番一及び同番二（第二工区）  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

立川市上砂町二丁目二十六番  
十一から同番十九まで  
昭島市中神町千百七十九番  
地五  
エクセルランド株式会社  
代表取締役 佐藤 義弘

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001  
定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

